

1年単位の变形労働時間制に関する労使協定



株式会社 鶴留建設と株式会社 鶴留建設 労働者代表 は、1年単位の变形労働時間制
に関し、次のとおり協定する。

(勤務時間)

第1条 所定労働時間は、1年単位の变形労働時間制によるものとし、1年を平均して週40時間を超えないものとする。

2 1日の所定労働時間は1日7時間40分とし、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

始業＝午前8時、 終業＝午後5時、
休憩＝10時00分～10時10分、12時00分～13時00分、15時00分～15時10分

(起算日)

第2条 变形期間の起算日は令和5年4月1日とする。

(休日)

第3条 休日は、別紙年間カレンダーのとおりとする。

(時間外手当)

第4条 会社は、第1条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、時間外手当を支払う。

(対象となる従業員の範囲)

第5条 本協定による变形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

- 一 18歳未満の年少者
- 二 妊娠中または産後1年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者
- 三 育児や介護を行う従業員、職業訓練または教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

(特定期間)

第6条 特定期間は定めないものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は起算日から1年間とする。

令和5年3月24日

使用者 株式会社 鶴留建設 代表取締役 鶴留 政博



労働者代表